



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

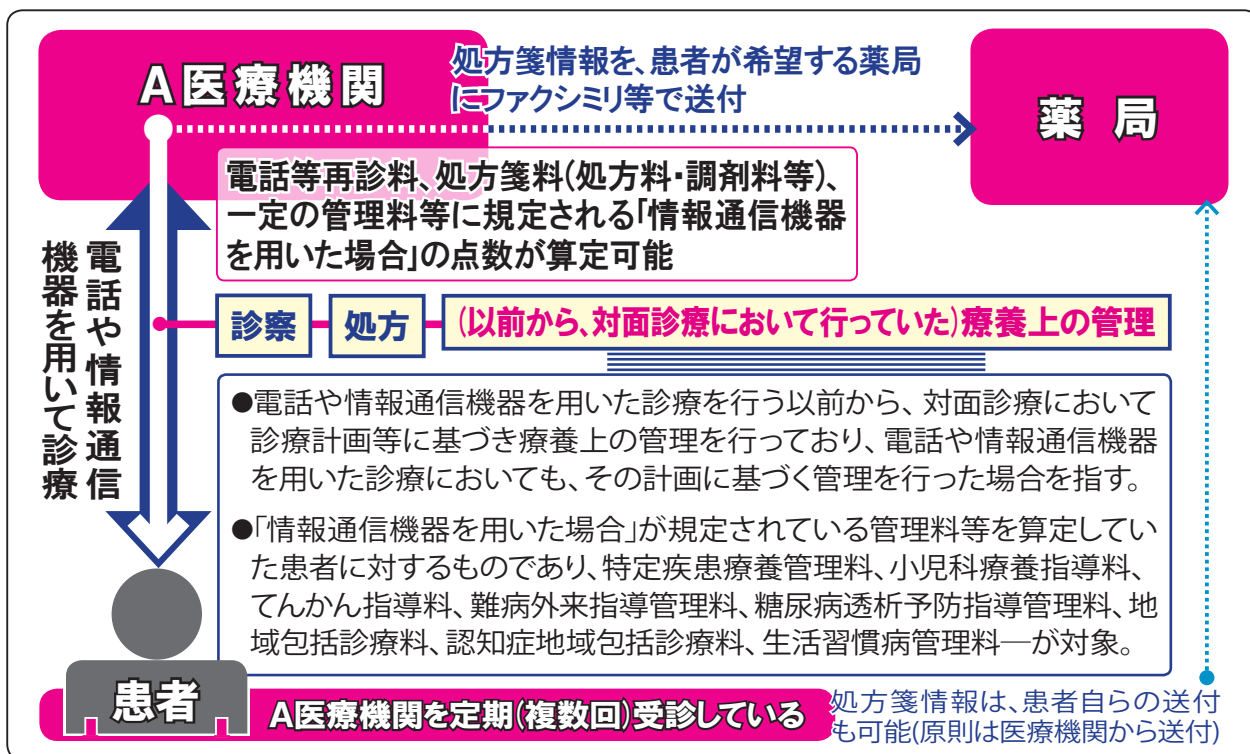
2020年4月6日号

電話等での診療、一定要件で管理料等の算定も ~臨時的取り扱い

《背景》 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染の拡大防止策に関連した診療報酬上の臨時的な取り扱いを追加し、地方厚生局や都道府県などに事務連絡した。

《解説》 慢性疾患等での定期的な受診患者について、電話や情報通信機器を用いた診療を行うことに関し、一定要件の下で管理料等の算定も可能である旨が示されました。以前から、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が規定されている管理料等を算定していた患者が対象で、電話等での診療においても、同計画等に基づく管理を行う場合は、当該管理料の情報通信機器を用いた場合の点数(100点)を算定できることになりました。こうした管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うものとされています。

◎診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要(任意イメージ表記)



《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867